

猪名川町公告第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定による地域計画（案）を作成したので、同条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和8年3月16日

猪名川町長 岡本 信司

- 1 地域計画（案）を策定した地区
 - （1）原地区
 - （2）下阿古谷地区
 - （3）万善地区
 - （4）槻並地区
 - （5）笹尾地区
 - （6）清水地区
 - （7）柏原地区
 - （8）広域

- 2 縦覧場所
猪名川町役場 地域振興部農業環境課
猪名川町上野字北畑 11-1

- 3 縦覧期間
令和8年3月16日から令和8年3月30日まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

- 4 縦覧時間
午前8時45分から午後5時30分まで